

箱根町景観まちづくり協力店の認定に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、箱根町の良好な景観形成に積極的に取り組んでいる店舗等を認定する制度を設けることにより、町民、事業者及び観光客の景観形成に対する意識の高揚を図り、もって箱根町景観計画に掲げる景観まちづくりの将来像である「愛着と誇りがもてる豊かな自然と安らぎある国際観光のまち」の具現化を図ることを目的とする。

(認定)

第 2 条 町長は、箱根町の良好な景観形成に積極的に取り組んでいる店舗等を箱根町景観まちづくり協力店（以下「協力店」という。）として認定するものとする。

(認定手続)

第 3 条 前条の認定を受けようとする者は、箱根町景観まちづくり協力店認定申請書（第 1 号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、当該申請を行った者に対し、認定するときは、箱根町景観まちづくり協力店認定プレートを交付するものとし、認定しないときは、箱根町景観まちづくり協力店不認定通知書（第 2 号様式）により通知するものとする。

3 協力店が認定を受けた事項を変更しようとする場合は、箱根町景観まちづくり協力店認定事項変更届出書（第 3 号様式）を町長に提出しなければならない。

(認定の要件)

第 4 条 協力店の認定要件は、別表に掲げるとおりとする。

(協力店の周知等)

第 5 条 町長は、町の広報紙への掲載、行政ホームページの利用等の方法により協力店の周知に積極的に努めなければならない。

2 協力店は、町の良好な景観形成に向け積極的に取り組んでいる旨の広告等を行うことができる。

(調査)

第 6 条 町長は、必要に応じて、協力店に対して、取組状況を調査し、又は報

告を求めることができる。

(認定の取消し)

- 第 7 条 町長は、協力店が別表の認定要件に適合しないと認める場合又は協力店が適切でない行為をしたと認める場合は、認定を取り消すことができる。
- 2 前項の認定の取消しは、当該協力店に対し、箱根町景観まちづくり協力店認定取消通知書（第 4 号様式）により通知し、行うものとする。
 - 3 第 1 項の規定により認定の取り消しをされた協力店は、第 3 条第 2 項に規定する認定プレートを速やかに町長に返還しなければならない。

(実施細目)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 18 日から施行する。

別表（第4条、第7条関係）

箱根町景観まちづくり協力店認定要件

項	目
1	基本項目
	以下の事項にすべて該当すること。
	(1) 町内に店舗、事業所等が存すること。
	(2) 箱根町景観条例及び箱根町景観計画の規定等を遵守していること。
	(3) その他町長が必要と認める関連法令の規定等を遵守していること。
	(4) 良好な景観の形成を阻害する行為をしていない、又はする恐れがないこと。
	(5) 町に納付すべき町税等に滞納がないこと。
2	認定項目
	以下の事項において、さらなる街なみ景観への配慮等に係る行為であって、(1)及び(2)のいずれにも該当し、かつ(3)から(10)のうちで3項目以上に該当すること。
	(1) 建築物の外壁、屋根等に係る景観への配慮
	(2) 屋外広告物の景観への配慮
	(3) 工作物等（擁壁、塀、フェンス等）の景観への配慮
	(4) 緑化の推進
	(5) 自動販売機の景観への配慮
	(6) コミュニティスペースの設置
	(7) 道路と壁面間の有効空間の確保（5m以上）
	(8) 景観に係る地域活性化のための行為
	(9) ユニバーサルデザインへの配慮
	(10) その他町長が認める街なみ景観への配慮及びまちづくり推進の行為